

1 修正のポイント

（１）防災基本計画の修正（令和元年５月）に伴う見直し

平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する見直しなどを踏まえ、防災基本計画が修正されたことから、修正内容について県地域防災計画に反映

（２）県の防災施策を踏まえた見直し

ア 令和元年台風第 19 号災害を踏まえた見直し

- 風水害対策支援チームの助言を受けた市町村はできるだけ早期の避難指示（緊急）の発令と日中の避難完了に努める旨を追記
- 県職員による被災市町村への現地連絡員派遣について、積極的に情報収集ができるように、派遣基準を柔軟化

イ 災害時の外国人対応

県は、災害時における多言語支援窓口を設置し、運営体制を構築するとともに、市町村間の相互支援体制を構築する旨の追記 等

（３）其他所要の見直し

ア 気象情報関連の修正

- 気象予報・警報等の種類の修正
- 噴火時、又は噴火の可能性が高い場合の避難方法の修正 等

イ 組織の名称変更等に伴う修正

- 県の組織改編等に伴う修正
- 緊急消防援助隊の部隊名称や陸上自衛隊第 9 特科連隊の名称変更に伴う修正

2 主な修正内容

（１）防災基本計画の修正（令和元年５月）に伴う見直し

ア 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知【第 2 章第 1 節・第 13 節、第 3 章第 2 節】【本編 P 2、P 14、P 20】
- 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供（５段階の警戒レベルでの防災情報の提供）【第 2 章第 1 節、第 3 章第 2 節・第 15 節】【本編 P 2、P 20、P 40】

イ 昨年発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正

- 関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理【第 3 章第 22 節】【本編 P 46】
- 液状化ハザードマップの作成・公表【地震津波編第 2 章第 13 節】【地震津波編 P 4】
- ため池の耐震化や統廃合の推進【地震津波編第 2 章第 13 節】【地震津波編 P 4】

ウ 最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

- 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有【第 3 章第 12 節】【本編 P 39】
- 中小企業等における防災・減災対策の普及促進【第 2 章第 23 節】【本編 P 18】
- 防災と福祉の連携及び専門家の活用【第 2 章第 1 節】【本編 P 2、P 3】
- AI、IoT、SNS など、ICT の活用【第 2 章第 4 節の 2】【本編 P 6】
- 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン等の充実強化【第 2 章第 5 節の 2】【本編 P 9】

（２）県の防災施策を踏まえた修正

ア 令和元年台風第 19 号災害を踏まえた見直し

- 風水害対策支援チームの助言を受けた市町村はできるだけ早期の避難指示（緊急）の発令と日中の避難完了に努める旨を追記【第 3 章第 15 節】【本編 P 40】
- 県職員による被災市町村への現地連絡員派遣について、積極的に情報収集ができるように、派遣基準を柔軟化【第 3 章第 1 節】【本編 P 19】

イ 災害時の外国人対応【第 2 章第 6 節】【本編 P 11、P 12】

- 県は、災害時における多言語支援窓口を設置し、運営体制を構築するとともに、市町村間の相互支援体制を構築する旨の追記
- 県及び市町村はやさしい日本語による災害情報の提供に努める旨を追記
- 県は、（公財）岩手県国際交流協会と連携し、外国人相談体制の充実を図る旨の追記

（３）其他所要の見直し

ア 気象情報関連の修正

- 気象予報・警報等の種類の修正【第 3 章第 2 節】【本編 P 20】
- 噴火時、又は噴火の可能性が高い場合の避難方法の修正【火山編第 2 章第 2 節】【火山編 P 3】

イ 組織の名称変更等に伴う修正

- 県の組織改編等に伴う修正【第 3 章第 4 節ほか】【本編 P 29 ほか】
- 緊急消防援助隊の部隊名称や陸上自衛隊第 9 特科連隊の名称変更に伴う修正【第 2 章第 4 節、第 3 章第 8 節・第 11 節】【本編 P 5、P 36、P 38】

ウ その他の修正

- 土砂災害警戒情報補足情報の修正【第 2 章第 16 節】【本編 P 17】
- 広聴広報計画に係る県警公安部担当内容の修正【第 3 章第 5 節】【本編 P 31】
- 医療・保健計画の実施機関として「岩手県歯科衛生士会」を追加【第 3 章第 16 節】【本編 P 42】
- 災害時の医療システムを国管理の「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」に集約【第 2 章第 5 節の 2】【本編 P 10】 等

※ 地震・津波災害対策編、火山災害対策編及び原子力災害対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行ったこと。